

バレンタインデーの昔と今

2月14日はバレンタインデーです。この広報がお手元に届く頃は、奥様や交際相手、気になる女性からのチョコレートをもらえたかどうかで、一喜一憂している男性の方もみえるのではないのでしょうか。

そもそもバレンタインデーで女性が男性にチョコレートを贈るのは、日本独自の習慣です。これは、昭和30年代前半から40年代前半にかけて、製菓業界や流通業界が販売促進のためにさまざまな宣伝活動を行ったことが始まりといわれています。しかし当時は、チョコレートは贈り物の主役ではなく、愛の気持ちをつづったカードや花束に添えるものとして宣伝されており、また贈る側も女性に限定されてはいなかったようです。そこから昭和40年代後半に、小学校高学年から高校生までの学生層からチョコレートを贈る習慣が広まり、昭和50年代前半になって、女性が男性に親愛の情を込めてチョコレートを贈る現在の習慣

が定着したといわれています。

一方で、ある会社が昨年行った調査結果によると、女性がバレンタインデーにチョコレートを渡す相手は、配偶者や恋人が最も多く、次いで家族、男性の友人（義理チョコ）、自身と続き、密かに想いを寄せている相手はほんの数パーセントにとどまっています。現在では、バレンタインデーが想いを寄せる人との接触の機会であると考えている人は少なくなっているようです。

また近年では、職場内におけるバレンタインデーやホワイトデーの贈り物は、「環境型セクシャルハラスメント」につながる危険性が指摘されています。性別を理由に一定の義務を課し、本人の意に反する行為の強要については、男女問わず被害者になりうるものです。渡す側ももう側も不快な思いをしないように、相手の立場に立った思いやりある行動を心がける必要がありますね。

〈他人事じゃない!? 怖~いトラブル〉

消費生活のお話

まちづくり推進課(内線185)

なくなりません。

ワンクリック請求や架空請求!

窓口で受ける相談で、一番多い相談内容は、ワンクリック請求や架空請求です。「お金を支払う」ことを悪質業者は言葉巧みに強要します。その際、コンビニ払いの仕組みを悪用する事例が発生しています。

消費者が相手に連絡をすると、コンビニでお金を支払うようせかされます。コンビニの端末を操作させ、レジでお金を支払わせるという手口です。

さまざまな支払いに利用できるコンビニ払いの複雑な仕組みを悪用するので、消費者がどこに何のお金を払ったか理解していないケースも多く、被害を食い止めることが困難です。

ワンクリック請求・架空請求の対処方法は、相手に連絡しない、お金を支払わないことです。

ワンクリック請求や架空請求を救済してくれるという事業者から、高額な代金を請求される2次被害にも注意してください。

少しでも不安に思ったらご相談ください。

消費生活相談窓口

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時(予約優先)

場所 市役所1階 まちづくり推進課

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

